埼玉県外国人介護人材確保のための初期費用支援事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、埼玉県外国人介護人材確保のための初期費用支援事業補助金（以下、「本補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

２　本補助金は、特定技能外国人と雇用契約を締結する受入事業者が登録支援機関等へ支払う紹介手数料などの初期費用への補助を行うことで、埼玉県内の介護事業所における特定技能外国人の活用を促進することを目的とする。

３　知事は、予算の範囲内において、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 40 年埼玉県規則第 15 号。以下、「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより補助金を交付する。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ該当各号の定めるところによる。

（１）特定技能外国人

次の全てを満たすものをいう。

ア　出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）（以下、「入管法」という。）別表第一の二の表の上欄に掲げる特定技能の在留資格を持って在留する者

イ　受入事業者によって介護従事者として雇用されている者（予定を含む）

ウ　介護福祉士の資格取得を目指している者

（２）介護事業所

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第１１５条の３２に定める介護サービス事業者が運営する別表１に掲げる介護サービス事業を実施する県内の事業所をいう。

（３）介護従事者

介護事業所において介護サービス事業に従事し、要援護者に対する介護を行う者をいう。

（４）受入事業者

特定技能外国人を介護従事者として適正に雇用している法人をいう。

（５）登録支援機関

入管法第１９条の２３の規程により出入国在留管理庁長官の登録を受けた者をいう。

（補助対象者）

第３条　この要綱において補助を受けることができる者は、県内の介護事業所において特定技能外国人を雇用する予定があり、主たる事業所が県内に所在する法人とする。

ただし、次に掲げるものを除く。

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者､法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（５）補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（１）から（４）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（６）補助事業を実施するに当たり、法人等が、（１）から（４）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（５）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

（補助対象事業）

第４条　この要綱による補助対象事業は、前条に定める補助対象者が特定技能外国人を雇用するために、登録支援機関や有料職業紹介事業者等を活用する事業とする。

（補助対象経費）

第５条　この要綱による補助対象経費は、前条に定める補助対象事業の実施に必要な経費として別表２に掲げるものとする。

（補助金の額）

第６条　この補助金は、別表２の第１欄に掲げる対象経費の実支出額から当該経費のための寄附金その他の収入額を控除した額と、別表２の第２欄に掲げる補助基準額とを比較して、小さい方の額に別表２の第３欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を

県の予算の範囲内において交付するものとする。ただし、算出された額に、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

（交付申請）

第７条　規則第４条の規定により補助金の交付を申請しようとする者は、様式第１号による申請書に関係書類を添えて、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

（交付決定）

第８条　規則第７条の交付決定通知書の様式は、様式第２号のとおりとする。

（補助条件）

第９条　規則第６条の規定により附する条件は、次の各号のとおりとする。

（１）交付の対象となる事業の実施期間は、補助金の交付決定の時期にかかわらず、交付決定のあった日の属する年度の４月１日から３月３１日までとする。

（２）この要綱による補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

（実績報告）

第１０条　規則第１３条の規定による実績報告は、様式第３号により補助金の交付を受けようとする日の属する年度の末日（当該期日が土曜日又は日曜日の場合は、その直前の日）までに知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第１１条　知事は、前条の実績報告を受けたときは、補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認められた場合は、規則第１４条の規定により交付すべき額を確定し、交付額確定により様式第３号の内容のとおり請求があったものとみなす。

２　前項の交付確定通知書の様式は、様式第４号のとおりとする。

（補助金の支払）

第１２条　知事は、交付額の確定後に精算払により補助金を交付する。

（補助金の返還）

第１３条　知事は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消し に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

２　知事は、補助対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う報告）

第１４条　補助金の交付を受けた者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第５号により速やかに知事に報告しなければならない。 また、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、 当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

（書類の整備等）

第１５条　補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければ ならない。

２　前項に定める帳簿及び証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から５年間保管しなければならない。

（その他）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和７年９月１日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

別表１（第２条（２）関係）

	サービスの種別	介護事業所の種別
1	介護保険施設	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院
2	指定居宅サービス	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護
3	指定介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護
4	地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護
5	地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

別表２（第５条、第６条関係）

１　対象経費	２　補助基準額	３　補助率
登録支援機関や有料職業紹介事業者等に支払う次の経費 ・人材紹介に係る手数料 ・特定技能外国人の渡航費 ・特定技能外国人の国内旅費（宿泊費・交通費） ・在留資格申請等に係る費用 ・健康診断費 ・その他知事が必要と認める経費	対象者一人当たり 400,000 円	１／２